

マイナンバーカードの発行は お済みですか？

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

マイナンバーカードの休日交付・ 申請窓口を開設します

仕事や学校などで平日に市役所へ手続きに行くことができないかたのために、マイナンバーカードの休日交付・申請窓口を開設します。マイナンバーカードの交付や新規申請のお手伝い、電子証明書の更新手続きなど、事前に電話などで予約のうえ、来庁してください。

と き 5月20日(土)
午前9時～午後3時



と ころ 市役所西庁舎1階・市民課

予約受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
※マイナンバーカードの交付は交付通知書が届いたかたが対象です。
※転入・転出などの異動手続き・証明書の発行・戸籍の届け出などはできません。

マイナポイントの申込期限が 令和5年9月末に延長となりました



総務省では、お好きなキャッシュレス決済で使えるポイントが最大2万円分もらえる「マイナポイント」を実施しています。申し込みにはマイナンバーカードが必要となりますので、以下の対象者のかたでまだマイナンバーカードを受け取っていないかたは、令和5年9月末までにマイナンバーカード受け取り後にマイナポイントの手続きが可能です。



総務省
特設サイト

対象者 令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請したかた（以前から持っているかたも含む）

※令和5年3月以降にマイナンバーカードを申請したかたは対象外

申込期限 令和5年9月末まで

（一部の決済サービスにおいては、異なる場合があります）

申込方法 マイナポイント手続きスポットや、ご自身のパソコン・スマートフォンから手続きが可能です。また、市民課窓口では申し込みのサポートをしています。

注意点 決済サービスの選択は慎重に行ってください（変更ができません）。各連絡所では、端末がないため申し込みできません。代理人申し込みは、サポートできません。サポートできないキャッシュレス決済もあります。ポイントの有効期限は申し込んだ決済サービスによって異なります。

鳥羽城本丸跡（旧鳥羽小学校運動場跡）における 迷惑行為の禁止について

教育委員会生涯学習課 ☎ 25 1268

鳥羽城本丸跡（旧鳥羽小学校運動場跡）は、史跡鳥羽城跡であることや鳥羽湾を見渡せる絶景スポットであることなどから、近年多くの観光客のかたが足を運ばれる場所となっています。

しかし、観光客が訪れる場所であるにも関わらず、広場内でゴルフの練習をする人や車を乗り入れる人などの迷惑行為がみられ、観光客から苦情が寄せられています。

今後こういった迷惑行為などについては、看板などで周知するとともに、発見次第、注意を行います。

城跡を訪れるみなさんが安心して楽しめるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

